

公務員労働者から たたかう武器をうばった マッカーサー書簡と政令201号

第2次世界大戦後、新憲法によって労働者の権利が確立されるとともに、日本の労働運動は急速に発展していきました。公務員労働者にも、ストライキ権が保障され、猛烈なインフレに対

処するため、当時の公務員産別組合である全官労（全国官庁職員労働組合協議会、1946年9月結成）は、「生活補給金」を要求してストライキでたたかいました。

憲法が保障する労働基本権を一方的に剝奪

ストライキをふくむ大衆行動を背景に、全官労は、大蔵大臣との直接交渉によって、3千円近い賃上げを勝ち取るなど、賃金闘争は新たな高まりを遂げました。敗戦の混乱のなか、労働運動の担い手でもあった官公労組合は、戦後日本の民主化推進の担い手でもあったのです。

しかし、労働運動の高揚に危機感を

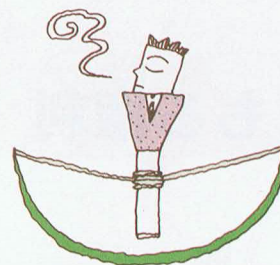
いだいた占領軍司令官マッカーサーは、48年7月に争議権と団体協約締結権を禁止する書簡を日本政府に提出し、これをうけた政府は、政令により、公務員労働者の労働基本権を一方的に剝奪しました。これが政令201号です。憲法で保障されている基本的人権をふみにじる暴挙でした。

戦後反動勢力の労働者支配の手段に

一片の政令によって、公務員労働者からストライキという武器がうばわれ、そのことは、高揚しつつあった官・民労働者のたたかいをも分断することと

なりました。労働基本権剝奪は、戦後の労働運動や民主運動を抑圧することにも大きな役割を果たしたのです。

このように、労働基本権の剝奪は、



単なる労働政策にとどまらず、戦後日本の反動的支配のために不可欠な根幹的な政策だったのでした。

マッカーサー書簡

官公労の賃金闘争が大きく前進し、一斉に争議行為に突入する直前の1948年7月22日に、占領軍指令官マッカーサーは、日本政府に書簡を送り、公務員の争議行為を禁止し、団体交渉権を否定するように求めた。書簡は「公務員の争議行為は、彼等自身において要求が満足させられるまでは、政府の運営を妨害する意図のあることを明示するものにほかならない。自ら支持を誓った政府を麻痺せしめようと企図するような行為は、想像しえないものであると同時に、許しえないものである」と述べている。書簡はさらに、当時政府が直接管理していた国鉄、専売について公共企業体に再編成するよう求め、公務員を分断する意図を示した。

政令201号と国公法の大改悪

マッカーサー書簡を受けとった民主、社会党などによる連立政府は、単なる「書簡」にもかかわらず、「時を移さず」具体化することを決定した。すでに憲法が制定されていて争議権等の剝奪は憲法に違反するという世論や占領軍内部からも反発があったが、政府は7月31日に「連合国最高司令部書簡に基づく臨時措置に関する政令」（201号）を国会にはかることなく公布・即日施行した。

政令は、①公務員は、同盟罷業または怠業的行為等の脅威を裏付けとする団体交渉権を有しない、②公務員は、何人といえども同盟罷業または怠業的行為その他の争議手段をとってはならない、③違反したものは1年以下の懲役または5千円以下の罰金に処するというものであった。

政府は、暫定的なものであった政令201号を法制化すべく、同年11月に国家公務員法の大改悪案を提出し、国会内外の反対闘争を無視して速記中止のかさなる国会で11月30日に強引に成立させた。公布は12月3日で、ここに公務員のスト禁止法制が確立された。



マッカーサー書簡を報道した朝日新聞(1948年7月24日)